

スポーツにおけるセクシュアル・ ハラスメントの実態と課題

「セクシュアル・ハラスメントをめぐる法政策の現状と課題
ーハラスメント根絶に向けて」

主 催：日本学術会議法学会委員会ジェンダー法分科会
2018年9月3日（月）

熊安貴美江
大阪府立大学高等教育推進機構

- I スポーツ環境で生じているセクシュアル・ハラスメント（SH）事例
- II スポーツにおけるSHの特徴と問題点
- III 防止対策の実態と問題点
- IV スポーツにおいてハラスメントが生じやすく、見えにくい原因
- V 課題

1

近年の報道事例：海外

- アメリカ：体操女子ナショナルチームドクターによる性的虐待
米国体操協会に所属、五輪4大会に同行。20年以上に渡り、治療名目で女子選手に性的虐待を繰り返す。大学も体操協会も放置 BBC NEWSJAPAN 2018年01月26日
- イギリス：サッカーユース時代の性的虐待事件発覚（少年）
1970年代から90年代にかけて英国内の55以上のクラブで発生。350人以上の元選手が被害を訴えた。被害後30余年後の告白 AFP BB news 2016年11月24日
- スウェーデン：女子陸上選手（27）が、21歳の時に他の男性選手にレイプされたと告白
「今なら私のせいではなかったと分かります。このことを話すまでに6年かかりました」 ヤフーニュース 2017年11月24日
- 韓国：女子テニス選手、10歳から2年間のコーチによる性的虐待を告白 AFP BB news 2018年7月24日

→すぐれた防止対策をもつ国でも、権威者による若年者への性的虐待が、長年にわたって看過されてきた。

3

I スポーツ環境で生じている SH事例

2

近年の報道事例：日本

- 「裸になりなさい」：大阪府堺市立高校男性教師（56）
指導運動部の女子生徒に対して「裸になるぐらいの覚悟で頑張れ」「服を脱げ」、
抱き寄せ、抱きつき（朝日新聞DIGIAL 2017年5月29日）
- 「下着脱がせマッサージ」：岐阜県公立中学校男性教師（30）
1年生野球部員男子生徒の下着を脱がせてマッサージ（同上 2017年3月23日）
- 「相撲指導の夫婦がセクハラ」：静岡県沼津市の私立高校
ボランティア相撲部指導者夫婦（20代夫と30代妻）
男子部員の着替え中、体に巻いていたタオルを女子部員の前ではがす、妻が
男子部員に「自分の胸を見たいか」などと発言（同上 2018年4月26日）

4

重篤な性暴力事件：

- 鹿児島ゴルフ指導者準強姦（2006）：55歳男性→18歳女性
 - 名古屋フィギュアコーチ強姦致傷（2008）：56歳男性→13歳女性
 - 大学柔道指導者準強姦（2011）：33歳男性→未成年女子学生
*（2017年の刑法の性犯罪規定の改正により、「強姦罪」「準強姦罪」は「強制性交等罪」「準強制性交等罪」に変更）
- ・いずれの事件でも、加害者側は「合意」を主張。
・加害者側の意図的な無自覚の存在。
・権力差の非常に大きな未成年女性に対する性暴力においてさえ、当事者間の「合意」の有無が問われることのおかしさ。

5

単独型と集団型の特徴

<単独型>

- 実績ある指導者や運動部活動顧問→教え子
- ・被害者に対して絶対的な権力を持つ
 - ・合宿や遠征などで選手と多くの時間と空間を共有する
 - ・指導を口実にマッサージなどの身体接触が許容されがち

<集団型>

- 身体接触の多い集団競技のメンバー複数→一人か二人の女性
- ・双方の当事者が既知の間柄であることが多い
 - ・社会的地位による権力差はないが、筋力差が顕著
 - ・アルコールが介在する
- （高峰、2013）

6

Ⅱ スポーツにおけるSHの特徴と問題点

7

スポーツへの関わりが深い学生ほど、SHに許容的



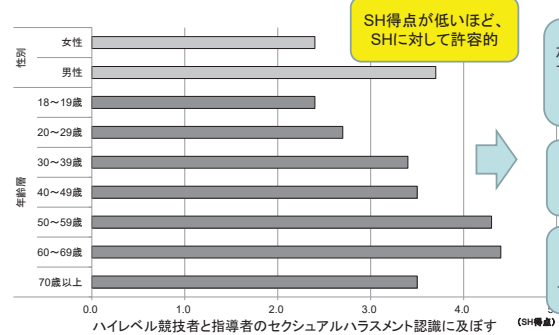
SH得点が低いほど
SHに対して許容的

スポーツとの関わりが深い
学生ほどSH的行為に対して許容的

「スポーツ組織に特有の
権力構造や価値観、
慣習」が影響？

大學生のセクシュアル・ハラスメント認識に影響を及ぼす要因とその効果
(カテゴリーカル分析の結果による)
出典：高峰 (2013, p.160-図1) より改変
対象：全国23の大学・短期大学の男女学生4,208人
調査時期：2003～2006年
回答数：3,989部 (94.8%)
内容：「SHになりうる19言動」に対する認識

男性よりも女性、中高年層よりも若年層がSHに許容的



SH得点が低いほど、
SHに対して許容的

「若年層」「女性」
がSH的行為に対し
てより許容的
⇔海外先行研究と
逆の傾向

組織内弱者の、
権力に対する追従
= サバイバル手段

人権侵害行為の
受容・甘受
→ 不可視化の連鎖

ハイレベル競技者と指導者のセクシュアルハラスメント認識に及ぼす
要因とその効果
(Takamine, 2012より)

対象：国体出場レベルの競技者1,162人／指導者3,734人
調査時期：2007年
回答数：競技者418部 (36.0%)／指導者1,406部 (37.7%)
内容：「SHになりうる15言動」に対する認識

性的虐待を受けた選手たちの反応

★性的虐待：グルーミング（加害者が被害者を周到に手なずける行為）によって被害者との個人的な境界線を縮め、性的行為への同調を強いること。合意を与えようのない性的行為。

<米国女子体操選手 性的虐待事件報道より> (下線：報告者)

- 「彼を信じていた。自分は弱い立場にあるということや、そうした不適切なことを知ってしまったら、私自身を台無しにしまうと、子どもながらに理解していた」
- 「声を上げればチャンスを失うことになる」と周知されていた…誰も他人と違うことをしたくなかった。なぜなら、そこには自分自身が成功するかどうかを決定する人々がいたから」
- 「もし何か言えば、トラブルに巻き込まれてしまう可能性があったし、あえて自分を苦しめるようなことは最もやりたくなかった」 (AFP BB news 2017年2月20日)

- 自分の受けた「被害」を「被害」と認識し、声を上げることの困難さ。
- ・自分たちがどのような権力関係の中に位置しているかを理解している選手たち。
- ・競技の世界で成功するために沈黙せざるを得ない葛藤。

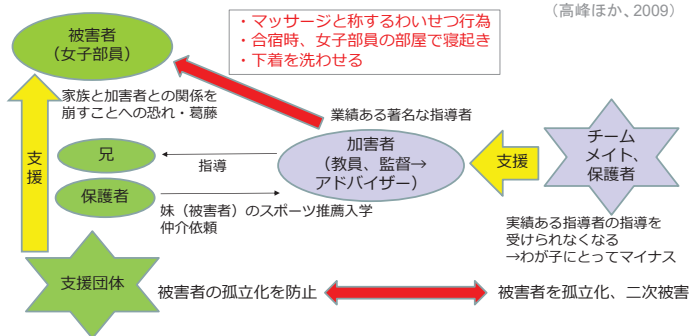
諸外国スポーツ組織のガイドラインでは...

- WSF(Women Sport Foundation : アメリカ女性スポーツ財団)
「対等でない当事者間における親密な関係は、コーチの選手に対する権力乱用や性的搾取の機会を増大させる。
…このような関係において選手が示す「合意」は疑わしい」
- ASC(Australian Sports Commission
：オーストラリア政府のスポーツ所管部署)
(成人同士の合意に基づいた親密な関係がいつも問題になるわけではないと前提しつつ)
「コーチと選手の間には、権威や権力、地位などの相違があるため、合意があろうとも(両者の)性的関係は搾取的になりうる」

当事者をめぐるスポーツ特有の利害関係

高校陸上部元監督わいせつ事件事例（2000年）

（高峰ほか、2009）



- 有力な指導者による暴力事件でも同様に、周囲が加害者を守る傾向がある。
- ・人権よりもスポーツ業績を重視する価値観の存在。
- ・被害者の周囲（チームメイトやその保護者）がOKなら問題ない、とはいえない。

性的マイノリティの疎外と不可視化

＜当事者が学校時代の体育やスポーツ系部活動で抱えている問題＞

- 「同性愛に関する不快発言を聞いた」 : 約56%
- 「女らしさ・男らしさを強く要求された」 : 約59%
- 「異性愛を当然・正常とする雰囲気があった」 : 約80%
- 「自らの性のあり方を理由とした無視や嘲笑をされた」 : 約25%
- 「自らの性のあり方を理由とした暴力をふるわれた」 : 約6%
→ 学びの場における疎外感・抑圧感

（風間孝ほか、2011）

対象：関西レインボーパレードの集合場所にて自記式アンケート調査を実施

調査時期：2008年10月19日

回答数：559名に調査を実施、373名の回答（分析対象：10代～30代の274名）

＜体育・スポーツ関連学部の大學生の経験＞

- 心の性別：「身体と違和」「その他」：2.8%
 - 「同性愛」「両性愛」「その他」：7.6%
 - 身近に性的マイノリティがいる：32.6%
（男性16.8%、女性51.3%）
- 8割以上の男性が身近な性的マイノリティの存在を認識していない
見ようとしていない／見せようとしていない
男性にとってより抑圧的な環境
- ⇒ 性的マイノリティに関する知識や、身近な当事者の存在が、偏見やフォビアを軽減する可能性を示唆

（藤山新ほか、2014）

対象：体育・スポーツ関連学部・学科等に所属する大學生、大学院生

調査時期：2012年6～7月

回答数：3259部、内有効回答3243部

Ⅲ 防止対策の実態と問題点

日本の防止対策の現状

国内スポーツ団体における倫理・コンプライアンスに関する規程の整備状況等に係る現況について

設問	選択肢	日体協・JOC		日障協	
		回答数	%	回答数	%
倫理・コンプライアンスに関する規程の有無	整備済み／改定中	61 (65)	93.8	28 (42)	83.3
規程で規定している事項 (全12項目。複数回答可)	ハラスメントの禁止 (暴力、セクハラ等)	58 (61)	95.1	35 (35)	100
相談窓口の設置	設置済み	41 (65)	63.1	18 (42)	42.9

概ね整備

ハラスメント項目あり

低調

独立行政法人日本スポーツ振興センター(2018)スポーツ界のコンプライアンス強化事業におけるコンプライアンスに関する現況評価の実施 報告書 平成30年3月 p.19.1-(1)、1-(3)、p.21.3-(1)より一部抜粋、報告者改変

調査対象

対 象	団体数	回答団体	回答率
日体協 (準加盟含む) 及び JOC 加盟 (準加盟、承認団体含む) NF (以下「日体協及び JOC 加盟等 団体」という。)	72 団体	65 団体	90.3%
日障協登録及び加盟 NF (以下「日障協登録等団体」という。)	70 団体	42 団体	60.0%

独立行政法人日本スポーツ振興センター(2018)スポーツ界のコンプライアンス強化事業におけるコンプライアンスに関する現況評価の実施 報告書 平成30年3月 p.18 図表2-3より報告者作成
・調査期間 平成30年3月3日(土)～3月15日(木) ただし、未回答のNFには、3月15日(木)以降にJOCより個別に連絡をし、3月22日(木)まで回答を受け付け。

倫理・コンプライアンスに関する相談窓口へ寄せられた相談内容（実績）（複数選択可）

* 「相談窓口設置済み」と回答した団体のみ回答。%の母数は日体協・JOC：41、日障協：18。

選択肢	日体協・JOC		日障協	
	回答数	%	回答数	%
1 役・職員による暴力・パワハラ・セクハラ・いじめ等	9	22.0	4	22.2
2 監督、コーチ、その他競技スタッフによる暴力・パワハラ・セクハラ・いじめ等	22	53.7	5	27.8
3 選手による暴力・パワハラ・セクハラ・いじめ等	11	26.8	3	16.7
4 組織の不正	6	14.6	2	11.1
5 家物の乱用	5	12.2	1	5.6
6 違法賭博	2	4.9	1	5.6
7 反社会的勢力との関わり	5	12.2	1	5.6
8 その他	19	46.3	13	72.2

独立行政法人日本スポーツ振興センター(2018)スポーツ界のコンプライアンス強化事業におけるコンプライアンスに関する現況評価の実施 報告書 平成30年3月 p.21.3-(2)報告者改変

→相談内容実績のうち、「暴力・パワハラ・セクハラ・いじめ等」の相談内容の割合が高い（件数調査ではないため、内容別の実際の対応件数は不明）。

防止対策に見る問題点

- セクハラに特化してない記載はほとんどない
多くの競技団体の規定では、禁止事項のリストに項目としてあげているだけ
- 被害者保護の観点が希薄
 - ・相談のしにくさ：立場保全に対する不安
相談窓口が連盟等の事務局にある
連盟雇用／委託の弁護士という立場に対する不安
 - ・加害者が組織の上層部の立場にある場合、申し立てた人の立場に立った対応が進められていない事例がある
- 海外にはすぐれた防止規定やガイドラインが多くあるが、事件は生じている。防止対策の整備は不可欠だが、スポーツ組織にセクハラ問題への理解と確固とした人権意識が根付いていないと、機能しないと、機能しない
- ・何らかの監視体制も必要

Ⅳ スポーツにおいてハラスメントが生じやすく、見えにくい原因

- 支配的なスポーツがもつ筋力優位主義
→男性優位やジェンダー規範を正当化する
- スポーツ統括組織の男性中心主義的、閉鎖的構造
→既存の価値観や組織文化の疑問視を阻む
- スポーツ組織の権威主義的構造・集団主義
→個人の人権軽視、組織による隠ぺい
→個人を無力化し、サバイバル手段として沈黙させる
- 「ヘゲモニックな男性性」とスポーツ
→人権被害を認めにくい、暴力やいじめを当然視／黙殺する風土
- 社会的に共有されるスポーツの勝利至上主義・業績主義

20

V 課題

21

- ＜スポーツ政策＞
- 法的根拠の充実：「スポーツ基本法」「スポーツ基本計画」に「セクシュアル・ハラスメント防止」を明示
- スポーツ統括団体の公的資金受給要件として「具体的なハラスメント防止対策と評価」の設定、監視、支援
- ＜スポーツ組織＞
- スポーツ統括組織の防止対策の充実
 - ・被害者保護
 - ・「傍観」抑止
- ＜スポーツ教育＞
- 民主的なスポーツ組織文化の構築
- スポーツに関わるあらゆる人に対する人権教育、啓発

参考文献

- ・ AFP BB news 2016年11月24日「英サッカーに衝撃、監督による若手選手への性的虐待が過去に横行か」
<http://www.afpbb.com/articles/-/3109004> (2018年8月15日接続)
- ・ AFP BB news 2017年2月20日「元選手『機械になったも同然』、米体操連盟元医師による性的暴行の詳細明かす」
<http://www.afpbb.com/articles/-/3118531> (2018年10月24日接続)
- ・ AFP BB news 2018年7月24日「韓国スポーツ界に横行する指導者の性的虐待、元選手が告白」 (April 2016)
<https://www.auseport.gohtp://www.afpbb.com/articles/-/3183450> (2018年8月15日接続)
- ・ AFP BB news 2017年2月20日「元選手『機械になったも同然』、米体操連盟元医師による性的暴行の詳細明かす」
<http://www.afpbb.com/articles/-/3118531> (2018年8月22日接続)
- ・ ASC(Australian Sports Commission)HR Member Protection Policy Template For National Sporting VERSION 9.1
v.au/supporting/integrity_in_sport/member_and_child_protection (2018年8月13日接続)
- ・ BBC NEWS JAPAN 2018年01月26日 「生き延びた仲間であつた戦士...元医師と法廷で対決した被害女性156人」
<https://www.bbc.com/japanese/features-and-analysis-42815205> (2018年8月22日接続)
- ・ Brackenridge, C. He owned me basically... Women's Experience of Sexual Abuse in Sport. International Review for the Sociology of Sport, 32 (1997), 115-130. =吉川康夫・飯田貴子訳「私は彼の所有物だった...—スポーツにおける性的虐待に関する女性たちの経験—」(スポーツとジェンダー研究 1: 75-90, 2003)
- ・ 独立行政法人日本スポーツ振興センター (2018) スポーツ界のコンプライアンス強化事業におけるコンプライアンスに関する現状評価の実施 報告書 平成30年3月: 19-21.
- ・ 藤山新・飯田貴子・風間孝・藤原直子・吉川康夫・米田孝子 (2014) 「スポーツ関連学部の大学生を対象としたスポーツと性的マイノリティに対する調査結果」スポーツとジェンダー研究12: 68-79.
- ・ 風間孝・飯田貴子・吉川康夫・藤山新・藤原直子・松田恵示・米田孝子 (2011) 「性的マイノリティのスポーツ参加—学校におけるスポーツ経験についての調査から—」スポーツとジェンダー研究9: 42-52.
- ・ 熊安貴美江・飯田貴子・太田あや子・高峰修・吉川康夫 (2011) 「スポーツ環境における指導者と選手の適切な行為—セクシュアル・ハラスメントに関する男性指導者と女性選手の認識と経験—」スポーツとジェンダー研究9: 20-32.

23

- 
- ・ 熊安貴美江・高峰修（2015）「分科会報告 スポーツ組織におけるセクシュアル・ハラスメント防止ガイドラインの作成」スポーツとジェンダー研究13：183-192.
 - ・ 熊安貴美江（2015）「ハラスメント・暴力・スポーツ・セクシュアル・ハラスメントの可視化がめざすもの」現代スポーツ評論33：60-72.
 - ・ 熊安貴美江（2018）「性暴力、セクシュアル・ハラスメント」飯田貴子・熊安貴美江・来田享子編著『よくわかるスポーツとジェンダー』ミネルヴァ書房：122-123.
 - ・ 高峰修、白井久明（2009）「スポーツ環境におけるセクシュアル・ハラスメント事例の研究（2）―高校陸上部元監督わいせつ事件を例として―」明治大学教養論集, 440: 15-33.
 - ・ 高峰修・飯田貴子・井谷恵子・太田あや子・熊安貴美江・吉川康夫（2011）日本のスポーツ環境における大学生のセクシュアル・ハラスメント認識に及ぼす要因の影響―性別に着目して, スポーツとジェンダー研究9: 34-41.
 - ・ Takamine,O.(2012)Factors concerning Perceptions of Sexual Harassment in Sports Settings among Top-Ranking Japanese Coaches and Athletes, Proceeding for World Congress for Sociology of Sport.
 - ・ 高峰修（2013）「ハラスメントの受容 なぜスポーツの場でハラスメントが起こるのか？」『現代思想』青土社：東京, pp.157-165.
 - ・ 高峰修（2018）「性暴力に対するNCAAにおける取り組み事例：健全かつ安全なキャンパス環境とスポーツとの関係」日本体育学会第69回大会 体育社会学専門領域発表論文第26号：159-162.
 - ・ WSF(Women Sport Foundation)HP, The Foundation Position: Sexual Harassment And Sexual Relationships Between Coaches, Other Athletic Personnel And Athletes.
<https://www.womenssportsfoundation.org/wp-content/uploads/2016/07/sexual-harassment-sexual-harassment-and-sexual-relationships-between-coaches-other-athletic-personnel-and-athletes-the-foundation-position.pdf> （2018年8月13日接続）
 - ・ ヤフーニュース2017年11月24日「金メダル陸上選手 男性選手にレイプされたと告白 #Me Too」
<https://news.yahoo.co.jp/byline/abumiasaki/20171124-00078495/> （2018年8月15日接続）